

公金収納のキャッシュレス化の推進について（県民サービスのDX）

1 現状

- 指定管理者制度導入の一部の公の施設において、順次、キャッシュレス化
- 今後、**令和9年度**から、新財務会計システムの稼働により、納入通知書の出力時、eL-QR（QRコード）の印字が可能となり、**電子マネー等による公金収納が可能**になる見込み（収納方法の多様化に対応）

2 問題の所在

- アナログ規制の見直しにより、電子収納がボトルネックとなっている業務が多数であることを再確認
- 公金収納において、**収入証紙に代わる収納方法が未整備（オンライン及び窓口キャッシュレス）**
- なお、「職員意識調査」における意見等でも、収入証紙に代わるキャッシュレス化等を求める多数の声

3 位置付け

- 青森県行財政改革大綱「2 県庁DXの推進」「(1)県民サービスのDX」「②キャッシュレス化の推進」
使用料・手数料等の公金収納において、クレジットカード・電子マネー等のキャッシュレス決済を幅広く導入し、**県民サービスの向上に取り組む**こととしている。

4 課題

- オンライン及び窓口キャッシュレスの導入においては、多岐に渡る検討課題等の整理が必要であり、また、全庁的な認識の共有を図っていくことが必要
- そのため、公金収納のキャッシュレス化の推進についての**方向性を全庁に対し呈示**
- また、論点整理、導入基盤の検討等を**協議する枠組みを設置**
※並行して、全庁的な業務プロセスの見直し、システム運用の習熟を図っていく**推進体制も整備**

5 今後の対応

①行財政改革推進本部

全庁に対し、キャッシュレス化推進のための**方向性及び取組加速化を指示**

②行財政改革推進本部幹事会（3月4日開催）

- ・対象業務等の洗い出し（対象のリスト化）への協力依頼
- ・具体的作業の進め方
- ・分科会設置及び開催スケジュール等

③行財政改革推進本部幹事会分科会（3月開催予定）

幹事会の下に**分科会を設置できる要綱改正**（2月改正済）

同分科会において、課題の整理等を行い、実装化の具体的作業を推進

6 分科会について

行財政改革推進本部幹事会の下部機関として3つの分科会を設置

○分科会：「オンラインキャッシュレス検討分科会」、「窓口キャッシュレス検討分科会」、「例規改正検討分科会」

○構成：事務局は行政経営課。各分科会については、別途通知

※主な関係課の担当GMを構成員とし、ワーキンググループ的に課題整理等を行うことを想定

○進め方：各分科会において、課題等を整理し、適宜幹事会に報告。

幹事会における協議を踏まえ、必要に応じ、再度、各分科会で再整理。

幹事会の了承を受け、推進本部において、機関決定。

※なお、各分科会等の協議内容、検討状況については、庁内で共有していく方針。

7 主な論点等

- 収入証紙以外に対応するための条例等の規定の整備
- キャッシュレスのほか、現金収納への対応の可否及び庁内運用体制の検討
- 現行業務フローの見直し(本人確認や添付書類等で事前審査後、収納確認等を経て完結する手続き)
- 業務効率化に向けた環境整備(収納方法の多様化に伴い、当面業務負担増の見込み。新財務会計システムとの連携等のバックヤード業務)と財務事務の簡素化・効率化の検討
- 電子申請・オンラインキャッシュレスの利便性向上のためのインターフェースの検討
- 窓口キャッシュレスの運用における窓口体制の検討
- サービス導入に係るイニシャル・ランニングコスト(クレジットカード会社等への手数料等を含む)等を踏まえた費用対効果分析
- 証紙廃止までのロードマップの精査(関係機関との調整等)

オンラインキャッシュレス

申請から納付（支払い）までをインターネット経由で完結する仕組み。

○メリット

- 申請から支払いまでスマホ等で完結、県民の利便性向上
- 窓口の混雑緩和、業務効率化に寄与
- 紙書類の印刷・保管・郵送が不要、職員の入力作業削減

○デメリット

- 本人確認等の従来の事務プロセスの見直しが必要
- 入金の確認・突合等の仕組みの検討が必要

窓口キャッシュレス

窓口等に決済端末を設置し、多様な決済手段に対応する仕組み(クレジットカード、電子マネー、QRコード等)

○メリット

- 証紙購入せずに手続可能、県民の利便性向上
- 収納後のバックヤード業務の削減等、効率化が期待

○デメリット

- 証紙による支払いに慣れた利用者は逆に不便
- 現金の取扱いについての検討が必要
- 窓口での受付等の習熟が必要

STEP 1 オンライン申請・キャッシュレス基盤の整備

申請・収納業務をオンラインへ誘導。県民の利便性向上及び業務効率化を図る。

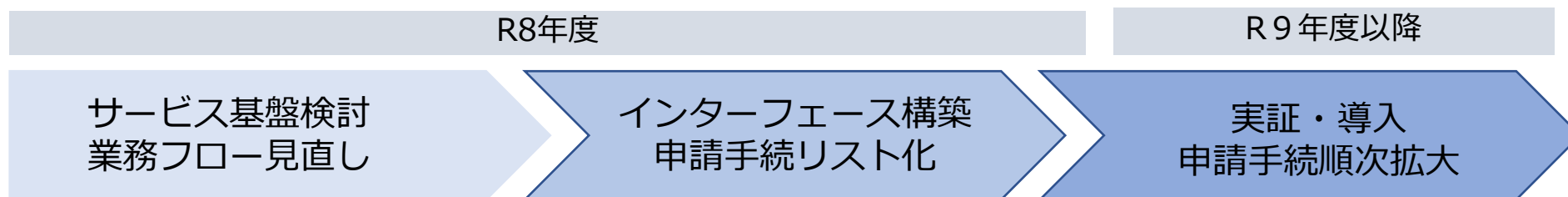
STEP 2 窓口キャッシュレス基盤の整備

決済端末の整備等のコスト面や窓口業務の習熟を見極め、段階的に導入。

STEP 1～2の進展⇒収入証紙の廃止

並行して証紙制度のあり方の検討を進め、窓口キャッシュレスの基盤が全手続をカバーするほか、キャッシュレスを利用できない方への代替手段を講じた上で、収入証紙に代わる収納方法への転換に一定の目途が立ったことを見極め、遅くとも令和11年度には収入証紙を廃止。

オンライン申請・オンラインキャッシュレス



窓口キャッシュレス

